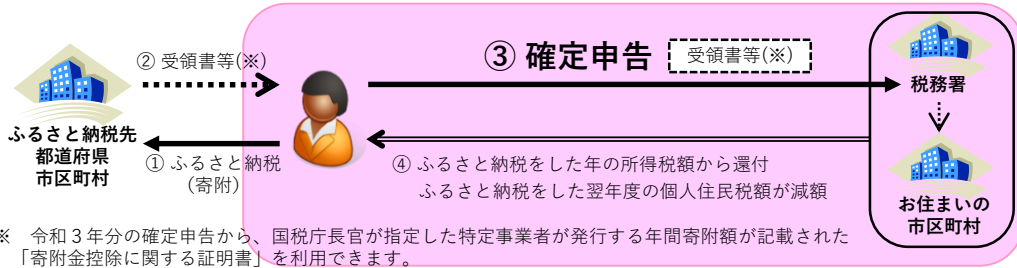


ふるさとと納税をされた方へ

ふるさとと納税をされた方は、所得税及び個人住民税において、寄附金控除の適用を受けることができますが、そのためには**確定申告をする必要があります。**

(ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けない場合)



ふるさとと納税の控除の仕組み

特例控除対象の都道府県・市区町村に対するふるさとと納税(寄附)のうち、2,000円を超える部分については、一定の上限まで、原則、所得税・個人住民税から全額控除されます。

※ 一定の上限の詳細は、総務省HPに「制度の概要」(PDFファイル)として掲載されています。

控除外	控除額		
適用 下限額 2,000円	所得税の控除額 (ふるさと納税額-2,000円) ×所得税率	住民税の控除額(基本分) (ふるさと納税額-2,000円) ×住民税率(10%)	住民税の控除額(特例分) 住民税所得割額の2割を限度

確定申告について

1. 確定申告とは？

確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、源泉徴収された税金等がある場合には、その過不足を精算する手続です。ふるさと納税の控除を受ける場合は、確定申告書を作成し提出する必要があります。

2. 確定申告書の作成

国税庁HPで作成して提出(e-Tax送信も可能です。)

国税庁HPの「[確定申告書等作成コーナー](#)」(※)で確定申告書を作成して提出することができます。作成した申告書はマイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン(又はICカードリーダーライター)を用意すれば**e-Taxで送信(提出)できます**(申告書を印刷して書面で提出することもできます。)。詳しくは[国税庁HP「確定申告特集」](#)をご覧ください。

※ 画面の案内に沿って必要事項を入力することで、税額等が自動計算され、計算誤りのない確定申告書を作成することができます。スマートフォン・パソコンのどちらでもアクセス可能です。

ふるさと納税の申告はマイナポータル連携で自動入力

マイナポータル連携とは、所得税確定申告手続について、マイナポータル経由で控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能です。詳しくは「[マイナポータル連携特設ページ](#)」をご覧ください。

※ マイナポータル連携をご利用になるには、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン(又はICカードリーダーライター)が必要です。

参考

・ 確定申告書等作成コーナー入力の手引書(地方税ポータルシステム(eLTAX))
(<https://www.eltax.lta.go.jp/support/document/index.php>)

※ 収入が給与1か所のみ(年末調整済)の方で、ふるさと納税による寄附金控除のみを受ける場合の入力方法を解説しています。

3. 確定申告書に添付する書類(給与所得者がふるさと納税のみ申告する場合)

- 寄附金受領書(e-Tax送信する場合は、添付省略可※)
 - 寄附金控除に関する証明書(e-Tax送信する場合は、添付省略可※)
- ※ 法定申告期限から、ご自宅等で5年間保存が必要です。

4. 確定申告の相談及び申告書の提出

令和4年分の確定申告の相談及び申告書の受付は、令和5年2月16日(木)から令和5年3月15日(水)までです。

なお、**還付申告の方は、令和5年2月15日(水)以前でも提出できます。**

5. 注意事項

- 確定申告を行う場合には、ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方であっても、**ふるさと納税の全ての金額**を寄附金控除額の計算に含める必要があります。
- 給与以外の所得がある場合や、寄附金控除以外の控除について申し適用を受ける場合は、別途上記3以外の添付書類が必要となる場合があります。詳しくは、国税庁HP等をご確認ください。
- 確定申告で寄附金控除の適用を受けるためには、寄附を行った証明として寄附金受領書等が必要になりますので、大切に保管してください。
- 確定申告を行った場合、住民税の申告を別途行う必要はありません。
- 所得税は確定申告書に記載した口座に還付され、住民税はふるさと納税を行った翌年6月から支払う税額が減額になります。住民税は還付されるわけではありませんのでご注意ください。

※ 上記における「所得税」は、平成25年分から令和19年分は「所得税及び復興特別所得税」となります。